



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年5月7日金曜日 第1555号

◇ 目次 ◇

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則..... 503

告 示

一部事務組合の規約の変更許可..... 503

救急病院の撤回..... 503

救急病院の協力申出..... 504

指定医師の所在地の変更..... 504

指定知的障害者更生施設の指定..... 505

指定知的障害者更生施設の指定の辞退..... 505

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 505

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 505

地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公

示..... 506

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る

補助金交付規程の一部改正..... 506

家畜人工授精師の免許証の交付..... 506

保安林予定森林..... 507

道路の区域変更（県道西条久万線）..... 507

道路の供用開始（ " ）..... 508

道路の位置の指定..... 508

公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施..... 508

規 則

○愛媛県規則第35号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、又は法」を「又は」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 学科試験のうち製菓理論及び実技試験の免除を受けようとする者にあつては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく菓子製造に係る技能検定の合格証書の写し

様式第4号中

写真 ちよう付欄	(ふりがな) 氏 名	性 別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所		
	受 験 希 望 地		
出願前6箇月以内に写した名刺型（正面、無帽、上半身）のものをちよう付してください。 年 月 日撮影	添 付 書 類 等		
	① 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類		
	② 写真（写真ちよう付欄にちよう付す		

半身)をちよう付すること。 年 月 日撮影		ること。)
--------------------------	--	-------

を

写真 ちよう付欄	(ふりがな) 氏 名	性 別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所		
	受 験 希 望 地		
出願前6箇月以内に写した名刺型（正面、無帽、上半身）のものをちよう付してください。 年 月 日撮影	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく菓子製造に係る技能検定の合格の有無	有（1級 2級） 無	
注 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類 (2) 学科試験のうち製菓理論及び実技試験の免除を受けようとする者にあつては、菓子製造に係る技能検定の合格証書の写し			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1019号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
西予市が愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合に加入する。
- 2 規約変更年月日
平成16年4月27日
- 3 規約変更許可年月日
平成16年4月27日

○愛媛県告示第1020号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	文部科学省

○愛媛県告示第1021号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛大学医学部 附属病院	温泉郡重信町大字志津川	国立大学法人 愛媛大学	平成19年 3月31日 まで

○愛媛県告示第1022号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
永井勅久	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町横河原366	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成16年 4月1日
和唐恵子	町立津島病院	北宇和郡津島町大字高田 丙15番地	広見町立三島診療所	北宇和郡広見町大字小松 1511	昭和62年 12月31日
竹本勇治	〃	〃	市立大洲病院	大洲市西大洲字甲570番 地	平成11年 3月31日
田中良憲	〃	〃	松山赤十字病院	松山市文京町1番地	平成15年 5月31日
蜂須賀康巳	〃	〃	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成11年 10月31日
圓尾浩久	〃	〃	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成14年 3月31日
古手川洋志	〃	〃	〃	〃	〃
近藤誠司	〃	〃	〃	〃	平成8年 5月31日
宮内省蔵	〃	〃	〃	〃	平成9年 8月31日
小西義克	公立周桑病院	東予市壬生川131番地	社会福祉法人恩賜財団済 生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪26 9-1	平成16年 4月1日
柳垣孝広	医療法人縹愛会石川病院	川之江市上分町732番地 1	〃	〃	〃
相原敬	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	伊予病院	伊予市八倉906番地5	〃
橋本治久	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小 路甲217番地	〃	〃	〃
万波誠	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	医療法人沖縄徳洲会宇和 島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6 番24号	〃
樋口敏	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433- 1	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江1856番 地28	〃
北條宣政	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町大字近永 455-1	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433- 1	〃
岩瀬孝志	愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13- 27	公立周桑病院	東予市壬生川131番地	〃
田窪健二	財団法人積善会附属十全 総合病院	新居浜市北新町1番5号	〃	〃	〃
小林瑞	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番 5号	〃	〃	〃
岡明博	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433- 1	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	〃
西村藤夫	町立宇和病院	西宇和郡宇和町卯之町1 -246	〃	〃	〃

○愛媛県告示第1023号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設を指定した。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定知的障害者更生施設の設置者			サービスの種類	指定知的障害者更生施設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200103311	四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	藤田勝志	知的障害者更生施設	四国中央市知的障害者更生施設太陽の家	四国中央市妻鳥町乙16番地	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1024号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設の指定の辞退があった。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200101315	宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央五丁目9番54号	篠永善雄	知的障害者入所更生施設	太陽の家	四国中央市妻鳥町乙16番地	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1025号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200026140	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越智一博	知的障害者地域生活援助	フレンドシップホームⅡ	今治市上徳甲430-14	今治市唐子台東一丁目11-10	平成15年3月22日
38000200119143	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越智一博	知的障害者地域生活援助	フレンドシップホームⅢ	今治市室屋町1-1-8	今治市上徳甲430-14	平成15年3月22日

○愛媛県告示第1026号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
セブンスター三津店	松山市会津町7番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社セブンスター	株式会社セブンスター、株式会社笹岡薬局、株式会社つるや、なかや手芸株式会社、堤製パン株式会社、有限会社藤岡時計店、大森弘文、株式会社キタムラ、株式会社一六本舗	平成16年4月8日	平成16年4月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1027号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成16年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	古川西地区	平成17年3月31日まで	地籍調査
	古川南地区の一部	"	"
	古川北及び古川町地区	"	"
	和泉南地区	"	"
	古川北の一部及び古川町地区	"	"（概況調査）
宇和島市	和泉南地区	"	"（概況調査）
	西石井地区	"	"（概況調査）
	大字石応の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
八幡浜市	大字白浜の一部	"	"
	大字坂下津の一部	"	"
	日土町四番耕地	平成17年3月31日まで	地籍調査
	日土町八番耕地の一部	"	"
新居浜市	日土町二番耕地	"	"
	日土町三番耕地	"	"
	小美野の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	成の一部	"	"
大洲市	竹ヶ市の一部、大本	"	"
	大野、竹ヶ市の一部	"	"
四国中央市	喜多山の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	恋木の一部	"	"
	川之江町の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	三島宮川の一部	"	"
	新宮町新瀬川の一部	"	"
重信町	土居の一部	"	"
	小富士の一部	"	数値情報化
川内町	山之内の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	大字松瀬川の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	"	"	数値情報化

	大字則之内の一部	"	地籍調査
	大字河之内の一部	"	"
松前町	大字永田	平成17年3月31日まで	地籍調査
	大字鶴吉の一部	"	"
長浜町	大字黒田の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	大字晴海	"	"
津島町	大字近家の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	"	"	数値情報化
	岩松の一部	"	地籍調査

○愛媛県告示第1028号

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程（昭和31年7月愛媛県告示第447号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「昭和22年法律第185号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 組合等（法第12条第3項の組合等をいい、法第53条の2第4項の特定組合を除く。以下同じ。）の補助金は、当該組合等に、その行う共済事業の規模に応じて、これを交付する。

第3条中「又は農業共済組合連合会」を削る。

第4条第1号中「又は農業共済組合連合会」を削り、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「又は農業共済組合連合会」を削り、「又は、」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条中「又は農業共済組合連合会」を削る。

第6条中「又は農業共済組合連合会」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「農業共済団体」を「農業共済組合」に改め、「農業共済組合が」の下に「法第53条に規定する」を加え、同条第3号中「農業災害補償法」を「法」に改める。

○愛媛県告示第1029号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏生年月日
第1782号	平成16年5月7日	牛	家畜人工授精の業務	山口県	北条市八反地甲498番地	阿立真崇 昭和53年11月24日

○愛媛県告示第1030号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市柿原字ヒタリカ谷丁340、丁341の1
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡津島町大字山財6304、6305、6329、6358、6360、6362、6365、6367、6368、6369、6370、6372、6378、6379
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山財6365（次の図に示す部分に限る。）、6367
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡津島町大字下畑地字ヲカノダバ戊24の1、字カモ田戊27の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カモ田戊27の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
越智郡伯方町大字北浦字森乙77
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡一本松町増田36、41、42
- (2) 指定の目的
干害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
増田36（次の図に示す部分に限る。）、42
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥2467番4から 同村七鳥2462番3まで	旧	メートル 8.3~46.0	キロメートル 0.099	
			新	17.5~81.5	0.099	

○愛媛県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥2467番4から 同村七鳥2462番3まで	平成16年5月7日

○愛媛県告示第1033号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

- びに1447番地先里道
- 2 申請人の住所氏名
大洲市阿蔵甲1680番地
伊大建設株式会社
代表取締役 武田 幸久
- 3 図面省略

1 道路の位置

大洲市阿蔵字フルクメ甲1446番1、1447番及び1448番並

公 告

○公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則（昭和46年愛媛県規則第13号）第9条第1項の規定による平成17年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

科 別	期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
歯科衛生 士科	(1) 推薦入学試験 平成16年 10月16日（土） (2) 一般入学試験 平成17年 2月14日（月）	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立歯科技 術専門学校	2年	40人（うち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、20人程 度）	高等学校卒業者（平成17年3月 卒業見込みの者を含む。）又はこ れと同等以上の学力があると認め られた者。ただし、推薦入学試験 を受ける場合にあつては、愛媛県 内の高等学校を同月卒業見込みの 者で、在学高等学校の校長の推薦 を受けたものに限る。	歯科衛生士試 験の受験資格が 得られる。
歯科技工 士科	(1) 推薦入学試験 平成16年 10月16日（土） (2) 一般入学試験 平成17年 2月14日（月）	同 上	2年	20人（うち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、10人程 度）	同 上	歯科技工士試 験の受験資格が 得られる。

2 提出書類等

- (1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書（出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。）

イ 健康診断書

ウ 入学資格を証明する書類（卒業証明書、卒業見込証明書等）

エ 最終出身校の成績証明書

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校の校長の推薦書

(2) 入学願書及び健康診断書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

(3) 入学願書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

(ア) 推薦入学試験

平成16年10月1日（金）から8日（金）まで

(イ) 一般入学試験

平成17年1月7日（金）から24日（月）まで

(ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

（郵便番号 791 2101）

愛媛県立歯科技術専門学校

3 合格発表

(1) 推薦入学試験

平成16年10月29日（金）に在学高等学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

(2) 一般入学試験

平成17年2月28日（月）午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

